

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月27日

大和市長 古谷田 力

## 大和市規則第39号

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年大和市規則第58号）の一部を次のように改正する。

目次中「別表第1」を「別表」に、「別表第2の規則で定める事務及び情報」を「第4条第1項第3号に掲げる事務及び同条第3項で定める特定個人情報」に、「第38条」を「第46条」に、「別表第3の規則で定める事務及び情報」を「第4条第1項第3号に掲げる事務及び同条例第5条第1項第2号の規則で定める特定個人情報」に、「第39条」を「第47条」に、「第46条」を「第55条」に、「第47条」を「第56条」に改める。

第2条中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令」に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。第38条において「別表第二の主務省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号。第9条、第45条及び第46条において「情報連携主務省令」に改める。

第2章の章名中「別表第1」を「別表」に改める。

第3条の前の見出し及び同条から第6条の5までの規定中「別表第1の」を「別表」に改める。

第8条中「別表第1の6の項」を「別表5の項」に改める。

第3章の章名中「別表第2の規則で定める事務及び情報」を「第4条第1項第3号に掲げる事務及び同条第3項の規則で定める特定個人情報」に改める。

第47条を第56条とする。

第46条中「条例別表第3の9の項の規則」を「第47条の表8の項」に、「同項の規則」を「同項」に改め、第4章中同条を第55条とする。

第45条中「条例別表第3の8の項の規則」を「第47条の表7の項」に、「同項の規則」を「同項」に改め、同条を第54条とする。

第44条中「条例別表第3の7の項の規則」を「第47条の表6の項」に、「同項の規則」を「同項」に改め、同条を第53条とする。

第43条中「条例別表第3の6の項の規則」を「第47条の表5の項」に、「同項の規則」を「同項」に改め、同条を第52条とする。

第42条中「条例別表第3の5の項の規則」を「第47条の表4の項」に、「同項の規則」を「同項」に改め、同条を第51条とする。

第41条中「条例別表第3の4の項の規則」を「第47条の表3の項」に、「同項の規則」を「同項」に改め、同条を第50条とする。

第40条中「条例別表第3の2の項の規則」を「第47条の表2の項」に、「同項の規則」を「同項」に改め、同条を第49条とする。

第39条の前の見出しを削り、同条中「条例別表第3の」を「前条の表」に改め、「の規則」を削り、同条を第48条とし、第4章中同条の前に次の見出し及び1条を加える。

(条例第4条第1項第3号に掲げる事務及び条例第5条第1項第2号の規則で定める特定個人情報)

第47条 条例第4条第1項第3号に掲げる事務（前章で定めるものを除く。）は、次の表の第1欄に掲げる情報照会機関が行う同表の第2欄に掲げる事務とし、条例第5条第1項第2号の規則で定める特定個人情報は、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が保有する同表の第4欄に掲げる特定個人情報とする。

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校教育法による就学援助に関する事務であって第48条で定めるもの	市長	生活保護関係情報であって第48条で定めるもの
			地方税関係情報であって第48条で定めるもの
			社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって第48条で定めるもの

2 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって第49条で定めるもの	教育委員会	生活保護法第29条第1項の規定による必要な書類の閲覧、資料の提供若しくは報告を求めることができる情報又は同法第55条の6の規定による報告を求めることができる情報であって第49条で定めるもの
3 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第50条で定めるもの	市長	生活保護関係情報であって第50条で定めるもの 社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって第50条で定めるもの
4 市長	下水道使用料の徴収に関する事務であって第51条で定めるもの	教育委員会	地方自治法第231条の3第3項の規定によりその例によることとされる地方税法第20条の11の規定による協力要請により得られる情報又は同法の規定によりその例によることとされる国税徴収法第141条の規定による質問若しくは検査により得られる情報であって第51条で定めるもの
5 市長	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第52条で定めるもの	教育委員会	学校教育法による就学援助に関する情報であって第52条で定めるもの

<p>6 市長</p>	<p>都市計画法による受益者負担金の賦課徴収に関する事務であって第53条で定めるもの</p>	<p>教育委員会</p>	<p>都市計画法第75条第5項の規定によりその例によることとされる国税徴収法第141条の規定による質問若しくは検査により得られる情報又は同法第146条の2の規定による協力要請により得られる情報であって第53条で定めるもの</p>
<p>7 市長</p>	<p>中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって第54条で定めるもの</p>	<p>教育委員会</p>	<p>中国残留邦人等支援法第14条第4項（中国残留邦人等支援法第15条第3項（平成25年改正法附則第3条第1項の場合を含む。）及び平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）又は平成25年改正法附則第2条第1項（平成25年改正法附則第2条第3項の場合を含む。）若しくは第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第29条第1項の規定による必要な書類の閲覧、資料の提供若しくは報告を求めることができる情報又は同法第55条の6の規定による報告を求めることができる情報であって第54条で定めるもの</p>

8 市長	社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって第55条で定めるもの	教育委員会	社会局長通知により準ずることとされる生活保護法第29条第1項の規定による必要な書類の閲覧、資料の提供若しくは報告を求めることができる情報又は同法第55条の6の規定による報告を求めることができる情報であって第55条で定めるもの
------	---	-------	--

第4章の章名中「別表第3の規則で定める事務及び情報」を「第4条第1項第3号に掲げる事務及び同条例第5条第1項第2号の規則で定める特定個人情報」に改める。

第38条中「別表第二の主務省令」を「情報連携主務省令」に改め、第3章中同条を第46条とする。

第37条中「条例別表第2の30の項の規則」を「第9条の表36の項」に改め、同条第6号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条第1号」を「情報連携主務省令第146条第1号」に改め、「掲げる情報」の次に「（当該請求を行う者に係る労働者災害補償保険法第12条の8第3項の傷病補償年金、同法第15条第1項の障害補償年金、同法第16条の遺族補償年金、同法第20条の5第2項の複数事業労働者障害年金、同法第20条の6第2項の複数事業労働者遺族年金、同法第20条の8第1項の複数事業労働者傷病年金、同法第22条の3第2項の障害年金、同法第22条の4第2項の遺族年金若しくは同法第23条第1項の傷病年金又は同法附則第59条第1項の障害補償年金前払一時金、同法附則第60条第1項の遺族補償年金前払一時金、同法附則第60条の3第1項の複数事業労働者障害年金前払一時金、同法附則第60条の4第1項の複数事業労働者遺族年金前払一時金、同法附則第62条第1項の障害年金前払一時金若しくは同法附則第63条第1項の遺族年金前払一時金の支給に関する情報を除く。）」を加え、同条第7号中「第35条第5号の5」を「第37条第5号の5」に改め、同条を第45条とする。

第36条の6中「条例別表第2の29の項の規則」を「第9条の表35の項」に、「同項の規則」を「同項」に改め、同条第3号ク中「又は特例給付」を削り、同条第4号キ中「申請」を「届出」に改め、同号ク中「又は特例給付」を削り、同条を第44条とする。

第36条の5中「条例別表第2の28の5の項の規則」を「第9条の表34の項」に、「同項の規則」を「同項」に改め、同条第1号中オを削り、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 当該助成の対象となる者（児童に限る。）に係る母子保健法第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報

第36条の5第2号中セ及びソを削り、同号スをソとし、アからシまでをウからセとし、同号にア及びイとして次のように加える。

ア 当該申請に係る児童に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報又は知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

イ 当該申請を行う者、当該者の配偶者、当該申請に係る児童又は当該申請を行う者と住所地を同じくする者に係る戸籍関係情報

第36条の5第4号中セ及びソを削り、同号スをソとし、アからシまでをウからセまでとし、同号にア及びイとして次のように加える。

ア 当該届出に係る児童に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報又は知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

イ 当該届出を行う者、当該者の配偶者、当該届出に係る児童又は当該届出を行う者と住所地を同じくする者に係る戸籍関係情報

第36条の5第5号中キを削り、同号カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 当該助成を受けた者（児童に限る。）に係る母子保健法第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報

第36条の5を第43条とする。

第36条の4中「条例別表第2の28の4の項の規則」を「第9条の表33の項」に、「同項の規則」を「同項」に改め、同条第1号中キを削り、同号カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 当該算定に係る者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第36条の4第3号中コを削り、同号ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 当該返還に係る者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第36条の4を第42条とする。

第36条の3中「条例別表第2の28の3の項の規則」を「第9条の表32の項」に、「同項の規則」を「同項」に改め、同条第1号中ウを削り、同号イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 当該支給制限に係る者に係る身体障害者福祉法第18条第2項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報

第36条の3第1号中ソを削り、同号セをタとし、スをセとし、セの次に次のように加える。

ソ 当該支給制限に係る者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第36条の3第1号シをスとし、サをシとし、コをサとし、ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カをキとし、オの2をカとし、同条第2号中ウを削り、同号イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 当該支給制限に係る者に係る身体障害者福祉法第18条第2項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報

第36条の3第2号セをソとし、スをセとし、シをスとし、サをシとし、コをサとし、ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カをキとし、オの2をカとし、同条第3号中ウを削り、同号イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 当該返還に係る者に係る身体障害者福祉法第18条第2項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報

第36条の3第3号中ソを削り、同号セをタとし、スをセとし、セの次に次のように加える。

ソ 当該返還に係る者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第36条の3第3号シをスとし、サをシとし、コをサとし、ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カをキとし、オの2をカとし、同条を第41条とする。

第36条の2中「条例別表第2の28の2の項の規則」を「第9条の表31の項」に、「同項の規則」を「同項」に改め、同条第1号中「(昭和44年神奈川県条例第9号)」を削り、同号中スを削り、同号シをスとし、サをシとし、コの次に次のように加える。

サ 当該請求に係る障害児、当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第36条の2第2号中スを削り、同号シをスとし、サをシとし、コの次に次のように加える。

サ 当該届出に係る障害児、当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第36条の2を第40条とする。

第36条中「条例別表第2の28の項の規則」を「第9条の表30の項」に、「同項の規則」を「同項」に改め、同条を第39条とする。

第35条の2中「条例別表第2の27の2の項の規則」を「第9条の表29の項」に、「同項の規則」を「同項」に改め、同条第1号中「子ども・子育て支援法第20条第1項の」を「子ども・子育て支援法第20条第1項に規定する」に改め、同号アからセまでを次のように改める。

ア 当該教育・保育給付認定に係る子ども・子育て支援法第19条各号に掲げる小学校就学前子ども(以下この条において「教育・保育給付認定子ども」という。)又は当該教育・保育

給付認定子どもと同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報又は知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

イ 当該教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもと同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る児童福祉法第24条第3項の調整若しくは要請又は同条第4項から第6項までの措置に関する情報

ウ 当該教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもと同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する情報

エ 当該教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子どもと生計を一にする者に係る戸籍関係情報

オ 当該教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子どもと生計を一にする者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

カ 当該教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子どもと生計を一にする者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

キ 当該教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子どもと生計を一にする者に係る生活保護実施関係情報

ク 当該教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子どもと同一の世帯に属し、又は生計を一にする者に係る市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

ケ 当該教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもと同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る道府県民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

コ 当該教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもと同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

サ 当該教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子どもと生計を一にする者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

シ 当該教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもと同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る外国人生活保護措置実施関係情報



ス 当該教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子どもの保護者に係る大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第6条の医療証の交付に関する情報

セ 第10条第4号の2コに掲げる情報（ただし、当該規定中「調整児童」とあるのは、「当該教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子ども」とする。）

第35条の2第3号中「の職権」を「に規定する職権」に改め、同条第4号中「の教育・保育給付認定」を「に規定する教育・保育給付認定」に改め、同条第5号中「子ども・子育て支援法第30条の5第1項の」を「子ども・子育て支援法第30条の5第1項に規定する」に改め、同号アからソまでを次のように改める。

ア 当該施設等利用給付認定に係る子ども・子育て支援法第30条の4各号に掲げる小学校就学前子ども（以下この条において「施設等利用給付認定子ども」という。）又は当該施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報又は知的障害者福祉法第11条第1項第2号の判定に関する情報

イ 当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子ども又は当該施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る児童福祉法第24条第3項の調整若しくは要請又は同条第4項から第6項までの措置に関する情報

ウ 当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子ども又は当該施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する情報

エ 当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子どもと生計を一にする者に係る戸籍関係情報

オ 当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子どもと生計を一にする者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

カ 当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子どもと生計を一にする者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

キ 当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子どもと生計を一にする者に係る生活保護実施関係情報

ク 当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属し、又は生計を一にする者に係る市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

ケ 当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子ども又は当該施設等利用給付認定子

どもと同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る道府県民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

コ 当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子どもを監護し、又は養育する者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

サ 当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子ども又は当該施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

シ 当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子どもと生計を一にする者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ス 当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子ども又は当該施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

セ 当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子どもの保護者に係る大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第6条の医療証の交付に関する情報

ソ 第10条第4号の2コに掲げる情報（ただし、当該規定中「調整児童」とあるのは「当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子ども」とする。）

第35条の2第8号中「の職権」を「に規定する職権」に改め、同条第9号中「の施設等利用給付認定」を「に規定する施設等利用給付認定」に改め、同条第10号中「の子育て」を「に規定する子育て」に改め、同条を第38条とする。

第35条中「条例別表第2の27の項の規則」を「第9条の表28の項」に、「同項の規則」を「同項」に改め、同条第5号の5中セを削り、同号スをソとし、シをセとし、サをシとし、シの次に次のように加える。

ス 当該支給に係る障害者又は当該支給に係る障害児の保護者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第35条第5号の5コをサとし、キからケまでをクからコまでとし、カの2を削り、カの次に次のように加える。

キ 当該支給に係る特例障害者又は当該支給に係る特例障害児の保護者に係る国民年金法第15条の給付の支給に関する情報

第35条第6号中コを削り、同号ケをコとし、クの次に次のように加える。

ケ 当該事業の申請を行う障害者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第35条を第37条とする。

第34条中「条例別表第2の26の項の規則」を「第9条の表27の項」に、「同項の規則」を「同項」に改め、同条第1号中「（平成16年法律第166号）」を削り、同条を第36条とする。

第33条中「条例別表第2の25の項の規則」を「第9条の表26の項」に、「同項の規則」を「同項」に改め、同条を第35条とする。

第32条中「条例別表第2の24の項の規則」を「第9条の表25の項」に、「同項の規則」を「同項」に改め、同条第17号中オを削り、同号エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 当該保険料の徴収に係る被保険者に係る老齢福祉年金の給付に関する情報

第32条第17号中クを削り、同号キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 当該保険料の徴収に係る被保険者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第32条第18号中エを削り、同号ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 賦課被保険者に係る老齢福祉年金の給付に関する情報

第32条第19号中カを削り、同号オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 当該申請を行う者に係る老齢福祉年金の給付に関する情報

第32条第20号中オを削り、同号エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 当該資料の提供等に係る被保険者に係る老齢福祉年金の給付に関する情報

第32条を第34条とする。

第31条中「条例別表第2の23の項の規則」を「第9条の表24の項」に、「同項の規則」を「同項」に改め、同条を第33条とする。

第30条中「条例別表第2の22の項の規則」を「第9条の表23の項」に、「同項の規則」を「同項」に改め、同条を第32条とする。

第29条中「条例別表第2の21の項の規則」を「第9条の表22の項」に、「同項の規則」を「同項」に改め、同条第1号中「（同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）及び同法附則第2条第4項において適用し、又は準用する」を「の規定により読み替えて適用する」に改め、「又は特例給付」を削り、同号中オを削り、同号エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 当該請求に係る一般受給資格者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第29条第2号中「除き、同法附則第2条第4項において準用する場合を含む」を「除く」に改め、同号中オを削り、同号エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 当該届出に係る一般受給資格者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第29条を第31条とする。

第28条中「条例別表第2の20の項の規則」を「第9条の表21の項」に、「同項の規則」を「同項」に改め、同条を第30条とする。

第27条中「条例別表第2の19の項の規則」を「第9条の表20の項」に、「同項の規則」を「同項」に改め、同条第1号キ、第2号キ及び第6号カ中「又は特例給付」を削り、同条を第29条とする。

第26条中「条例別表第2の18の項の規則」を「第9条の表19の項」に、「同項の規則」を「同項」に改め、同条第1号中シを削り、同号サをシとし、コをサとし、ケの次に次のように加える。

コ 当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第26条第2号中コを削り、同号ケをコとし、クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第26条第3号中コを削り、同号ケをコとし、クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第26条を第28条とする。

第25条中「条例別表第2の17の項の規則」を「第9条の表18の項」に、「同項の規則」を「同項」に改め、同条第4号中カを削り、同号オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第25条を第27条とする。

第24条中「条例別表第2の16の項の規則」を「第9条の表17の項」に、「同項の規則」を「同項」に改め、同条を第26条とする。

第23条中「条例別表第2の15の項の規則」を「第9条の表16の項」に、「同項の規則」を「同項」に改め、同条第1号中「（昭和39年法律第129号）」を削り、同条を第25条とする。

第22条中「条例別表第2の14の項の規則」を「第9条の表15の項」に、「同項の規則」を「同項」に改め、同条を第24条とする。

第21条中「条例別表第2の13の項の規則」を「第9条の表14の項」に、「同項の規則」を「同項」に改め、同条第1号アからクまでを次のように改める。

ア 当該請求に係る児童（以下この号において「手当支給児童」という。）に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報又は知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

- イ 当該請求を行う者、当該者の配偶者、手当支給児童又は当該請求を行う者と住所地を同じくする者に係る戸籍関係情報
- ウ 当該請求を行う者又は当該者の配偶者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- エ 当該請求を行う者、当該者の配偶者又は手当支給児童に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- オ 当該請求を行う者、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は手当支給児童に係る生活保護実施関係情報
- カ 当該請求を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者、当該者の配偶者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）若しくは当該者の扶養義務者でない所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）に係る市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
- キ 当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
- ク 当該請求を行う者、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は手当支給児童に係る外国人生活保護措置実施関係情報

第21条第4号アからキまでを次のように改める。

- ア 当該届出に係る児童（以下この号において「所得状況届出児童」という。）に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報又は知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報
- イ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- ウ 当該届出を行う者、当該者の配偶者又は所得状況届出児童に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- エ 当該届出を行う者、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は所得状況届出児童に係る生活保護実施関係情報
- オ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者、当該者の配偶者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子（他の者の

同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)若しくは当該者の扶養義務者でない  
所得税法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)に係る市町村民税の税額  
又はその算定の基礎となる事項に関する情報

カ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る公的給付支給等口座登録  
簿関係情報

キ 当該届出を行う者、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は所得状況届出児童に係る外国  
人生活保護措置実施関係情報

第21条第5号アからクまでを次のように改める。

ア 当該届出に係る児童(以下この号において「現況届出児童」という。)に係る児童福祉法  
第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報又は知的障害者福祉法第11条第1項  
第2号ハの判定に関する情報

イ 当該届出を行う者、当該者の配偶者、現況届出児童又は当該届出を行う者と住所地を同じ  
くする者に係る戸籍関係情報

ウ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害  
者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

エ 当該届出を行う者、当該者の配偶者又は現況届出児童に係る精神保健及び精神障害者福祉  
に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する  
情報

オ 当該届出を行う者、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は現況届出児童に係る生活保護  
実施関係情報

カ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者、当該扶養  
義務者の配偶者、当該者の配偶者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子(他の者の  
同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)若しくは当該者の扶養義務者でない  
所得税法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)に係る市町村民税の税額  
又はその算定の基礎となる事項に関する情報

キ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る公的給付支給等口座登録  
簿関係情報

ク 当該届出を行う者、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は現況届出児童に係る外国人生  
活保護措置実施関係情報

第21条第6号中カを削り、同号オをカとし、アからエまでをイからオまでとし、同号にアとし  
て次のように加える。

ア 当該届出に係る児童に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報又は知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

第21条を第23条とする。

第20条中「条例別表第2の12の項の規則」を「第9条の表13の項」に改め、「（昭和36年法律第223号）」を削り、「同項の規則」を「同項」に改め、同条第11号中「（平成10年法律第66号）」を削り、同条第11号の2中「子ども・子育て支援法第20条第1項の」を「子ども・子育て支援法第20条第1項に規定する」に改め、同条を第22条とする。

第19条中「条例別表第2の11の項の規則」を「第9条の表12の項」に、「同項の規則」を「同項」に改め、同条を第21条とする。

第18条の2中「条例別表第2の10の2の項の規則」を「第9条の表11の項」に、「同項の規則」を「同項」に改め、同条を第20条とする。

第18条中「条例別表第2の」を「第9条の表」に改め、「の規則」を削り、同条第2号エ及び第8号の2オ中「又は特例給付」を削り、同号ク中「（平成14年法律第103号）」を削り、同条を第19条とする。

第17条中「条例別表第2の」を「第9条の表」に改め、「の規則」を削り、同条を第18条とする。

第16条中「条例別表第2の」を「第9条の表」に改め、「の規則」を削り、同条第1号中「（昭和33年法律第56号）」を削り、同条を第17条とする。

第15条中「条例別表第2の」を「第9条の表」に改め、「の規則」を削り、同条第1号中「（昭和26年法律第193号）」を削り、同条第5号ウ中「（昭和38年法律第133号）」を削り、同条を第16条とする。

第14条中「条例別表第2の」を「第9条の表」に改め、「の規則」を削り、同条第10号イ中「又は特例給付の支給」、「（昭和46年法律第73号）」、「（同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）」及び「又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。以下同じ。）」を削り、同条第11号エ中「（昭和34年法律第147号）」を削り、同条を第15条とする。

第13条中「条例別表第2の」を「第9条の表」に改め、「の規則」を削り、同条を第14条とする。

第12条中「条例別表第2の」を「第9条の表」に改め、「の規則」を削り、同条を第13条とする。

第11条中「条例別表第2の」を「第9条の表」に改め、「の規則」を削り、同条第1号中

「（昭和23年法律第68号）」を削り、同号イ中「（昭和40年法律第141号）」を削り、同条第2号ウ中「（昭和57年法律第80号）」を削り、同号コ中「（平成9年法律第123号）」を削り、同条第4号ウ中「（昭和34年法律第141号）」を削り、同条を第12条とする。

第10条中「条例別表第2の」を「第9条の表」に改め、「の規則」を削り、同条第1号エ中「（昭和33年法律第192号）」を削り、同条を第11条とする。

第9条の前の見出しを削り、同条中「条例別表第2の」を「前条の表」に改め、「の規則」を削り、同条第1号中「（昭和22年法律第164号）」を削り、同号ア中「（昭和24年法律第283号）」を削り、同号ウ中「（昭和36年法律第238号）」を削り、同号エ中「（昭和39年法律第134号）」を削り、同条第1号の2キ中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）」を「中国残留邦人等支援法」に改め、同条第4号の2アからシまでを次のように改める。

ア 当該調整又は要請に係る児童（以下この号において「調整児童」という。）又は当該調整児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者（子ども・子育て支援法第30条の5第3項の施設等利用給付認定保護者又は同法第59条第4号に掲げる事業（小学校就学前子ども（同法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）を対象とした多様な集団活動事業に係る施設の利用に要する費用の助成を行うものに限る。以下同じ。）の対象となる小学校就学前子どもの保護者に限る。以下同じ。）に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報又は知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

イ 調整児童、当該調整児童の保護者又は当該調整児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る戸籍関係情報

ウ 調整児童又は当該調整児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

エ 調整児童又は当該調整児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

オ 調整児童又は当該調整児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る生活保護実施関係情報

カ 調整児童、当該調整児童の保護者又はこれらの者と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情



報

キ 調整児童又は当該調整児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

ク 調整児童又は当該調整児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ケ 調整児童又は当該調整児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る次に掲げる事項に関する情報

(ア) 子ども・子育て支援法（以下このケにおいて「法」という。）第20条第1項に規定する教育・保育給付認定

(イ) 法第23条第1項の教育・保育給付認定の変更の認定又は同条第4項の職権による教育・保育給付認定の変更の認定

(ウ) 法第24条第1項の規定による教育・保育給付認定の取消し

(エ) 法第30条の5第1項に規定する施設等利用給付認定

(オ) 法第30条の8第1項の施設等利用給付認定の変更の認定又は同条第4項の職権による施設等利用給付認定の変更の認定

(カ) 法第30条の9第1項の規定による施設等利用給付認定の取消し

コ 調整児童と同一の世帯に属し、又は生計を一にする者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

サ 調整児童又は当該調整児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

シ 調整児童の保護者に係る大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第6条の医療証の交付に関する情報

第9条第4号の3アからスまでを次のように改める。

ア 当該措置に係る児童、当該児童の保護者又は当該児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る戸籍関係情報

イ 当該措置に係る児童又は当該児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報又は知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

ウ 当該措置に係る児童又は当該児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

エ 当該措置に係る児童又は当該児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

オ 当該措置に係る児童又は当該児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る生活保護実施関係情報

カ 当該措置に係る児童、当該児童の保護者又はこれらの者と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

キ 当該措置に係る児童を監護し、又は養育する者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

ク 当該措置に係る児童又は当該児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

ケ 当該措置に係る児童又は当該児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

コ 当該措置に係る児童又は当該児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

サ 当該措置に係る児童の保護者に係る大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第6条の医療証の交付に関する情報

シ 第4号の2ケ(ア)から(カ)までに掲げる事項に関する情報（ただし、当該規定中「調整児童」とあるのは、「当該措置に係る児童」とする。）

ス 第4号の2コに掲げる情報（ただし、当該規定中「調整児童」とあるのは、「当該措置に係る児童」とする。）

第9条第8号アからスまでを次のように改める。

ア 当該徴収に係る児童福祉法第24条第5項又は第6項の措置に係る児童（以下この号において「措置児童」という。）又は措置児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る児童福祉法第11条第1号第2号ハの調査及び判定に関する情報又は知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

イ 措置児童、当該措置児童の保護者又は当該措置児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る戸籍関係情報

ウ 措置児童と同一の世帯に属し、又は生計を一にする者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

エ 措置児童と同一の世帯に属し、又は生計を一にする者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

オ 措置児童と同一の世帯に属し、又は生計を一にする者に係る生活保護実施関係情報

カ 措置児童と生計を一にする者に係る市町村民税に関する情報

キ 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る道府県民税に関する情報

ク 措置児童と同一の世帯に属し、又は生計を一にする者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

ケ 措置児童と同一の世帯に属し、又は生計を一にする者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

コ 第4号の2ケ(ア)から(カ)までに掲げる事項に関する情報（ただし、当該規定中「調整児童」とあるのは、「措置児童」とする。）

サ 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

シ 措置児童の保護者に係る大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第6条の医療証の交付に関する情報

ス 第4号の2コに掲げる情報（ただし、当該規定中「調整児童」とあるのは、「措置児童」とする。）

第9条第9号イ中「（昭和25年法律第226号）」を削り、同条を第10条とし、第3章中同条の前に次の見出し及び1条を加える。

（条例第4条第1項第3号に掲げる事務及び同条第3項の規則で定める特定個人情報）

第9条 条例第4条第1項第3号に掲げる事務（次章で定めるものを除く。）は、次の表の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務とし、同条第3項の規則で定める特定個人情報は、同表の右欄に定める特定個人情報とする。

機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって次条で定めるもの
		戸籍関係情報であって次条で定めるもの

	費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって次条で定めるもの	<p>障害者関係情報であって次条で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって次条で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって次条で定めるもの</p> <p>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による医療に関する給付の支給に関する情報であって次条で定めるもの</p> <p>児童扶養手当関係情報であって次条で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当関係情報であって次条で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって次条で定めるもの</p> <p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付又は子育てのための施設等利用給付の支給に関する情報であって次条で定めるもの</p> <p>社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって次条で定めるもの</p> <p>大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって次条で定めるもの</p> <p>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって次条で定めるもの</p>
2 市長	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって第11条で定めるもの	<p>児童福祉法による費用の徴収に関する情報であって第11条で定めるもの</p> <p>障害者関係情報であって第11条で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって第11条で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって第11条で定めるもの</p> <p>国民健康保険法による医療に関する給付の支給に関する情報であって第11条で定めるもの</p> <p>児童扶養手当関係情報であって第11条で定めるもの</p>

		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって第11条で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって第11条で定めるもの
3 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第12条で定めるもの	障害者関係情報であって第12条で定めるもの
		生活保護関係情報であって第12条で定めるもの
		地方税関係情報であって第12条で定めるもの
		国民健康保険法による医療に関する給付の支給又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって第12条で定めるもの
		年金給付関係情報であって第12条で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報であって第12条で定めるもの
		母子保健法（昭和40年法律第141号）による新生児の訪問指導、健康診査、未熟児の訪問指導、養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって第12条で定めるもの
		国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の規定による福祉手当の支給に関する情報であって第12条で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって第12条で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって第12条で定めるもの

		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって第12条で定めるもの
4 市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第13条で定めるもの	生活保護関係情報であって第13条で定めるもの
		地方税関係情報であって第13条で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって第13条で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって第13条で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって第13条で定めるもの
5 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって第14条で定めるもの	生活保護法第29条第1項の規定による必要な書類の閲覧、資料の提供若しくは報告を求めることができる情報又は同法第55条の6の規定による報告を求めることができる情報であって第14条で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって第14条で定めるもの
6 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税若しくは森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって第15条で定めるもの	障害者関係情報であって第15条で定めるもの
		身体障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって第15条で定めるもの
		生活保護関係情報であって第15条で定めるもの
		地方税法第20条の11の規定による協力要請により得られる情報又は同法の規定によりその例によることとされる国税徴収法（昭和34年法律第147号）第141条の規定による質問若しくは検査により得られる情報であって第15条で定めるもの
		下水道使用料の徴収に関する情報であって第15

		条で定めるもの
		国民健康保険法による医療に関する給付の支給又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって第15条で定めるもの
		知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって第15条で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって第15条で定めるもの
		都市計画法による受益者負担金の賦課徴収に関する情報であって第15条で定めるもの
		児童手当関係情報であって第15条で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって第15条で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって第15条で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって第15条で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって第15条で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第15条で定めるもの
7 市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する事務であって第16条で定めるもの	障害者関係情報であって第16条で定めるもの
		生活保護関係情報であって第16条で定めるもの
		地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項又は徴収に関する情報であって第16条で定めるもの
		下水道使用料の徴収に関する情報であって第16

		条で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって第16条で定めるもの
		老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する情報であって第16条で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって第16条で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって第16条で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって第16条で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第16条で定めるもの
8 教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第17条で定めるもの	学校教育法による就学援助に関する情報であって第17条で定めるもの
9 市長	下水道使用料の徴収に関する事務であって第18条で定めるもの	地方自治法第231条の3第3項の規定によりその例によることとされる地方税法第20条の11の規定による協力要請により得られる情報又は同法の規定によりその例によることとされる国税徴収法第141条の規定による質問若しくは検査により得られる情報であって第18条で定めるもの
		生活保護関係情報であって第18条で定めるもの
		地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項又は徴収に関する情報であって第18条で定めるもの



		都市計画法による受益者負担金の賦課徴収に関する情報であって第18条で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって第18条で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって第18条で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第18条で定めるもの
10	市長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保健事業の実施に関する事務であって第19条で定めるもの
		生活保護関係情報であって第19条で定めるもの
		地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項又は徴収に関する情報であって第19条で定めるもの
		年金給付関係情報であって第19条で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって第19条で定めるもの
		児童手当関係情報であって第19条で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって第19条で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって第19条で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって第19条で定めるもの
		健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する情報であって第19条で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって第19条で定めるもの
		大和市中心身障害者医療費助成条例による医療費の

		助成に関する情報であって第19条で定めるもの
		大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって第19条で定めるもの
		大和市子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって第19条で定めるもの
1 1 市長	国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付若しくは一時金の支給又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって第20条で定めるもの	障害者関係情報であって第20条で定めるもの
		生活保護関係情報であって第20条で定めるもの
		地方税関係情報であって第20条で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって第20条で定めるもの
1 2 市長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第21条で定めるもの	障害者関係情報であって第21条で定めるもの
		生活保護関係情報であって第21条で定めるもの
		地方税関係情報であって第21条で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって第21条で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって第21条で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって第21条で定めるもの
1 3 市長	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による被災者台帳の作成に関する事務であって第22条で定めるもの	生活保護関係情報であって第22条で定めるもの
		地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項又は徴収に関する情報であって第22条で定めるもの
		公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報であって第22条で定めるもの
		下水道使用料の徴収に関する情報であって第22

		条で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって第22条で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって第22条で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって第22条で定めるもの
		被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）による被災者生活再建支援金に関する情報であって第22条で定めるもの
		子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する情報であって第22条で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって第22条で定めるもの
14	市長	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって第23条で定めるもの
		戸籍関係情報であって第23条で定めるもの
		障害者関係情報であって第23条で定めるもの
		生活保護関係情報であって第23条で定めるもの
		地方税関係情報であって第23条で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって第23条で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第23条で定めるもの
15	市長	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって第24条で定めるもの
		障害者関係情報であって第24条で定めるもの
		身体障害者福祉法による障害福祉サービスに関する情報であって第24条で定めるもの
		生活保護関係情報であって第24条で定めるもの
		地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により算定した税額若

		しくはその算定の基礎となる事項又は徴収に関する情報であって第24条で定めるもの
		国民健康保険法による医療に関する給付の支給又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって第24条で定めるもの
		年金給付関係情報であって第24条で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって第24条で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって第24条で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報であって第24条で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって第24条で定めるもの
16	市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けに関する事務であって第25条で定めるもの
		地方税関係情報であって第25条で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって第25条で定めるもの
17	市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第26条で定めるもの
		生活保護関係情報であって第26条で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって第26条で定めるもの
18	市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第27条で定めるもの
		障害者関係情報であって第27条で定めるもの
		生活保護関係情報であって第27条で定めるもの
		地方税関係情報であって第27条で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって第

		27条で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって第27条で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって第27条で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第27条で定めるもの
19 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の規定による福祉手当の支給に関する事務であって第28条で定めるもの	障害者関係情報であって第28条で定めるもの
		生活保護関係情報であって第28条で定めるもの
		地方税関係情報であって第28条で定めるもの
		特別児童扶養手当関係情報であって第28条で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって第28条で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって第28条で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって第28条で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって第28条で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第28条で定めるもの
		大和市中心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって第28条で定めるもの
20 市長	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指	児童福祉法による保育所における保育の実施に関する情報であって第29条で定めるもの
		予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって第29条で定めるもの

	<p>導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって第29条で定めるもの</p>	<p>障害者関係情報であって第29条で定めるもの</p>
		<p>生活保護関係情報であって第29条で定めるもの</p>
		<p>地方税関係情報であって第29条で定めるもの</p>
		<p>国民健康保険法による医療に関する給付の支給に関する情報であって第29条で定めるもの</p>
		<p>児童扶養手当関係情報であって第29条で定めるもの</p>
		<p>児童手当関係情報であって第29条で定めるもの</p>
		<p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって第29条で定めるもの</p>
		<p>子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する情報であって第29条で定めるもの</p>
		<p>社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって第29条で定めるもの</p>
		<p>大和市心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって第29条で定めるもの</p>
		<p>大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって第29条で定めるもの</p>
<p>大和市子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって第29条で定めるもの</p>		
21 市長	<p>都市計画法による受益者負担金の賦課徴収に関する事務であって第30条で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報であって第30条で定めるもの</p> <p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項又は徴収に関する情報であって第30条で定めるもの</p> <p>下水道使用料の徴収に関する情報であって第30条で定めるもの</p>

		都市計画法第75条第5項の規定によりその例によることとされる国税徴収法第141条の規定による質問若しくは検査により得られる情報又は同法第146条の2の規定による協力要請により得られる情報であって第30条で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって第30条で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって第30条で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第30条で定めるもの
22 市長 (児童手当法(昭和46年法律第73号)第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって第31条で定めるもの	生活保護関係情報であって第31条で定めるもの
		地方税関係情報であって第31条で定めるもの
		国民健康保険法による医療に関する給付の支給に関する情報であって第31条で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって第31条で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第31条で定めるもの
23 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第125条第1項の高齢者保健事業若しくは同条第5項の事業の実施に関する事務であって第32条で定めるもの	障害者関係情報であって第32条で定めるもの
		生活保護関係情報であって第32条で定めるもの
		地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項又は徴収に関する情報であって第32条で定めるもの
		国民健康保険法による医療に関する給付の支給に関する情報であって第32条で定めるもの

		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって第32条で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって第32条で定めるもの
		健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって第32条で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって第32条で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第32条で定めるもの
		大和市心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって第32条で定めるもの
		大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって第32条で定めるもの
24 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって第33条で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項（中国残留邦人等支援法第15条第3項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下「平成25年改正法」という。）附則第3条第1項の場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「平成19年改正法」という。）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）又は平成25年改正法附則第2条第1項（平成25年改正法附則第2条第3項の場合を含む。）若しくは第2項



		<p>の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「旧法」という。）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第29条第1項の規定による必要な書類の閲覧、資料の提供若しくは報告を求めることができる情報又は同法第55条の6の規定による報告を求めることができる情報であって第33条で定めるもの</p>
25 市長	<p>介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第34条で定めるもの</p>	<p>身体障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって第34条で定めるもの</p>
		<p>生活保護関係情報であって第34条で定めるもの</p>
		<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項又は徴収に関する情報であって第34条で定めるもの</p>
		<p>国民健康保険法による医療に関する給付の支給又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって第34条で定めるもの</p>
		<p>年金給付関係情報であって第34条で定めるもの</p>
		<p>知的障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって第34条で定めるもの</p>
		<p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって第34条で定めるもの</p>
		<p>障害者自立支援給付関係情報であって第34条で定めるもの</p>

		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって第34条で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第34条で定めるもの
26 市長	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって第35条で定めるもの	生活保護関係情報であって第35条で定めるもの
		地方税関係情報であって第35条で定めるもの
		国民健康保険法による医療に関する給付の支給又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって第35条で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって第35条で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって第35条で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって第35条で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって第35条で定めるもの
27 市長	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）による特別障害給付金の支給に関する事務であって第36条で定めるもの	障害者関係情報であって第36条で定めるもの
		地方税関係情報であって第36条で定めるもの
28 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第37条で定めるもの	障害者関係情報であって第37条で定めるもの
		生活保護関係情報であって第37条で定めるもの
		地方税関係情報であって第37条で定めるもの
		国民健康保険法による医療に関する給付の支給又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する

		情報であって第37条で定めるもの
		年金給付関係情報であって第37条で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって第37条で定めるもの
		特別児童扶養手当関係情報であって第37条で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって第37条で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって第37条で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって第37条で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第37条で定めるもの
		大和市身体障がい児補装具費利用者負担金助成事業実施要綱による利用者負担金の助成に関する情報であって第37条で定めるもの
29 市長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第38条で定めるもの	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する情報であって第38条で定めるもの
		戸籍関係情報であって第38条で定めるもの
		障害者関係情報であって第38条で定めるもの
		生活保護関係情報であって第38条で定めるもの
		地方税関係情報であって第38条で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって第38条で定めるもの
		特別児童扶養手当関係情報であって第38条で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって第38条で定めるもの

		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって第38条で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第38条で定めるもの
		大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって第38条で定めるもの
30	市長	社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって第39条で定めるもの
		生活保護関係情報であって第39条で定めるもの
		社会局長通知により準ずることとされる生活保護法第29条第1項の規定による必要な書類の閲覧、資料の提供若しくは報告を求めることができる情報又は同法第55条の6の規定による報告を求めることができる情報であって第39条で定めるもの
31	市長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）による手当の支給に関する事務であって第40条で定めるもの
		障害者関係情報であって第40条で定めるもの
		生活保護関係情報であって第40条で定めるもの
		地方税関係情報であって第40条で定めるもの
		特別児童扶養手当関係情報であって第40条で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって第40条で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって第40条で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって第40条で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護又は施設入所支援に

		<p>関する情報であって第40条で定めるもの</p> <p>社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって第40条で定めるもの</p> <p>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第40条で定めるもの</p> <p>大和市心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって第40条で定めるもの</p>
32	市長	<p>大和市障害者福祉手当に関する条例による障害者福祉手当の支給に関する事務であって第41条で定めるもの</p> <p>障害者関係情報であって第41条で定めるもの</p> <p>身体障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって第41条で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって第41条で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって第41条で定めるもの</p> <p>国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって第41条で定めるもの</p> <p>知的障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって第41条で定めるもの</p> <p>老人福祉法による福祉の措置に関する情報であって第41条で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当関係情報であって第41条で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって第41条で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって第41条で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であって第41条で定めるもの</p>

		るもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護又は施設入所支援に関する情報であって第41条で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって第41条で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第41条で定めるもの
33	市長	大和市心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって第42条で定めるもの
		障害者関係情報であって第42条で定めるもの
		生活保護関係情報であって第42条で定めるもの
		地方税関係情報であって第42条で定めるもの
		国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第42条で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって第42条で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって第42条で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって第42条で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第42条で定めるもの
		大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって第42条で定めるもの
		大和市子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって第42条で定めるもの
34	市長	大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって第43条
		戸籍関係情報であって第43条で定めるもの
		障害者関係情報であって第43条で定めるもの
		生活保護関係情報であって第43条で定めるもの

	条で定めるもの	地方税関係情報であって第43条で定めるもの
		国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第43条で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって第43条で定めるもの
		特別児童扶養手当関係情報であって第43条で定めるもの
		母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって第43条で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって第43条で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって第43条で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって第43条で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第43条で定めるもの
		大和市心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって第43条で定めるもの
		大和市子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって第43条で定めるもの
35	市長	大和市子ども医療費助成条例
		による医療費の助成に関する
		事務であって第44条で定め
		るもの
		戸籍関係情報であって第44条で定めるもの
		障害者関係情報であって第44条で定めるもの
		生活保護関係情報であって第44条で定めるもの
		地方税関係情報であって第44条で定めるもの
		国民健康保険法による医療に関する給付の支給に関する情報であって第44条で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって第44条で定めるもの

		もの
		母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって第44条で定めるもの
		児童手当関係情報であって第44条で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって第44条で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって第44条で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって第44条で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第44条で定めるもの
		大和市心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって第44条で定めるもの
		大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって第44条で定めるもの
36	市長	大和市身体障がい児補装具費利用者負担金助成事業実施要綱による利用者負担金の助成に関する事務であって第45条で定めるもの
		生活保護関係情報であって第45条で定めるもの
		地方税関係情報であって第45条で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって第45条で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって第45条で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって第45条で定めるもの
		情報連携主務省令第2条の表144及び145の項第4欄に掲げる利用特定個人情報のうち自らが保有するものであって第45条で定めるもの



		28の項右欄（国民健康保険法による医療に関する給付の支給又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、介護保険給付等関係情報及び大和市身体障がい児補装具費利用者負担金助成事業実施要綱による利用者負担金の助成に関する情報を除く。）に掲げる情報であって第45条で定めるもの
--	--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。